鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会・第3回第2部会会議録

日時 平成24年8月24日(金)13:30~15:40

場所 鳥取市役所本庁舎4F第4会議室

出席 上山委員(部長)、徳本委員、吉田委員 一盛委員(欠席)、田中委員(欠席) 男女共同参画課長補佐、児童家庭課長補佐、こども発達・家庭支援センター課長補佐、 学校教育課係長、学校教育課主幹 人権推進課長補佐、人権推進課係長、 人権推進課主幹、人権推進課主任

部会開会 (13:30)

開会

(部長) みなさんこんにちは、お暑いお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今日は第2部会ですが、参加委員が3名の少人数となりました。前回からの引き続きを協議していくのですが、議事録を読み直して、こんなことだったかという点が多々あります。ただ少しでも良いものを作りたいという思いは、委員の皆さんお持ちですので、それについては各関係部署の方からのアドバイスをいただきながら、より良いものにしていきたいと思います。

本日は、「こどもの人権」「ひとり親」「非正規雇用」ということで、できれば今日で終わらせたいという気持ちがありますので、ぜひご協力ください。よろしくお願いします。

(事務局) それではお手元の資料と先回までの振り返りと委員から意見をいただいていますので説明させていただきます。まず、資料1は、全部会共通で、1部会から3部会のものを、1、2、3回と委員意見を集約させていただいています。ページが6ページです。先回の議論の中で女性の人権でアンダーラインしているところですが、肯定が21.7%と修正しています。先回の宿題で意識面での問題として男女共同参画課で修正しています。7ページが先回2回部会で委員提出とありましたものです。7ページ下のアンダーラインのところで意識調査の数値を入れるという事がございましたので男女共同参画課でこういう表現はどうだろうかという修正を提出しています。女性に関しては以上です。次が12ページ。子どもの人権では、今日、教育委員会から2名出席しています。

次に、高齢者です。16ページ。意見として孤立死についてはどうだろうかという意見が出ました。これは3章の方で記述したらどうかということで、全体会へ事務局として案を出したいと思います。17ページ。高齢者の個人差があるということについては削除するという事でした。ヒアリング調査結果は削除でございました。33ページです。非正規雇用等による生活困難者の人権問題でこれは素案のままで、まだこれからでございます。それと資料2ですが、委員からひとり親について意見が出ています。資料の確認と主な経過については以上です。

- (部長) ありがとうございました。それでは早速協議に入りたいと思います。前回、委員が考えられと ころを詰めましょうか。そのあとで子どもの人権にさせていただきたいと思います。
- (委員) 夫と妻の共稼ぎで鳥取は非常に女性の職場進出が高い。いろいろ理由があると思います。もっと身近な問題で、家庭でどんな協力体制ができているかのデータとして、総理府の古い資料 (2006年) から家事時間について夫は33分、妻は3時間25分とあります。新しいデータがあれば、あるいは鳥取のデータがあれば一番良いのでしょうが。ワークライフバランス、そういう事をお互いよく理解しあって、女性問題はここにポイントがあります。特に鳥取の場合は女性の職場進出が高いので、入れておいたらと思います。皆さんの意見をお願いします。

それから下半分の女性差別撤廃条約は、すごい条約ではないかと思います。

ぜひそういう形で入れたいと思いますが、どうでしょうか。女性からいうと人権まさに、女性の人権、権利を、そこに書いていますけど、あらゆる形態の差別の撤廃に関する条約ということで、日本も批准しています。その批准を契機に国内の法律も、父系血統主義から両性へ変化しています。それから高等学校の家庭科です。母性要請と書いてあった時代もありました。これは大きな変化と思います。それ以外にもいろいろ改善され、雇用の機会均等法なども、それから出発して取り組まれているので、そういうのを入れておいた方が良いと思っています。吟味してみてください。必要ないならカットしてもらってもかまいません。いろいろ考えてみますと、県によって、一番に女性差別をあげているところは結構多いです。一番が女性で、二番が子どもということで、かなりどこの県でも女性問題を取り上げています。実際の身近な問題を考えますと女性問題は思い切って取り組めれば実現可能なやりがいのある課題と思います。以上です。

- (部長) ありがとうございました。それではお読みください。私が気になったのは最初の文章です。たぶん本市にかかるのは女性の職場進出が高いというところまでだろうと思いますが、この文章で読むと後ろに総務省 2006 年があるのですが、この 2006 年が本市のものになってしまう文章かと思います。
- (委員) 総務省と書いてもですか。
- (部長) 総務省の調査によるという文章があって妻が週35時間以上というような事にもっていかないと 読み取れないと思います。
- (委員) なるほど。では、妻が3時間25分、夫が33分とその後に入れましょうか。鳥取市や鳥取県のデータは無いでしょうか。共稼ぎ夫婦の家事に使っている時間というのはないですか。
- (事務局) 男女の参画のかがやきプランの第2次プランを策定中です。昨年度から計画に合わせて作成していて、その成果指標を委員のいわれたような形で、男性の家事、育児の部分の調査をしながらプランの成果を測ってはどうだかという審議会、庁内の意見があって毎年3月に会員意識調査で800

人、男性が 400 人くらいですが、そういう方の出た数字はありますが、まだ、こういったところ に書けるような状況ではありません。来年になればまた状況が違うのですが。

- (委員) ものすごく違うのですか。
- (事務局) 男性だけです。女性はとっていません。男性に限って、男性の家事、育児時間が 1 つの男女共同 参画の進捗状況というか、意識のバロメーターになるのはそこの部分のことで、毎年これを 3 月に やり続けようということです。5 年に 1 回は本調査をやります。その年はまとめてと思うのですが、 その中に同じような設問を入れてやっております。まだ、どういう出し方見せ方をするかコンセン サスが得られていないものです。
- (部長) 出せないという事ですね、今の段階では。
- (委員) 県内ですか。よほど違っていたら怪しい文章になります。
- (部長) 総務省はこれが一番直近ですか。数字を入れた方が分かりやすいと思のです。
- (事務局) 男女共同参画課と相談しながら最新の数字を調べた上で考えたいと思います。 読ませていただいて感じたのは、本市ではここで特に強く進めたいものですという、方針です。ここは現状と課題なので、削除した方が良いと思います。
- (部長) 高校家庭科の男女共通というのが、私にはぴんと来ないので、家庭科は必修ではないのではないですか。
- (委員) 最初は、女性だけで男性は無かった。
- (部長) 家庭科全ての高校生が履修している訳ではないと思うのですが。
- (事務局) 我子が高一で、状況的には男女、選択ではなく履修しているのでないかと思います。必修かどうか未確認ですけど。
- (部長) 選択ではないでしょうか。
- (委員) 男子だけ女子だけではなく、男女が協力する過程の考え方が大切で、現場ではどうでしょうか。
- (部長) 必修でやっているということですか。

- (事務局) 未確認ですが、必修ということではないでしょうか。
- (委員) これは間違いなく法令が変わったのです。
- (部長) 総合学科の高校であったり、普通科であったり、実業高校であったりとか高校の種別の中で、どの生徒も必修でやっているのかどうかというところがどうだろうかと思ったりするのですが。調べていただくようお願いします。

(後に事務局が県教委高等学校課へ確認 家庭科は必修となっている。高校により家庭科の中の家庭 基礎、家庭創造、生活デザイン等を選択して男女とも必修となっている。)

- (委員) うそだったら困ります。
- (事務局) 女性差別撤廃条約に1985年に批准してそれによって男女雇用均等法とか国内法の整備はされているのですが、民法の方が手付かずで国連に女性差別撤廃委員会があって、そこからの再三再四の勧告を受けながら日本政府が対応していない現状があります。特に問題となっているのは夫婦別姓の問題と、あと嫡出子でない子の相続の割合の問題とか、あとは6ヶ月の再婚禁止期間が女性だけにある。婚姻年齢が18、16で男女の差があるとか、子どもの300日の戸籍の問題とか、民法上の問題が今の政治の状況ではできないでと思われますが、再三再四国連からはいわれているにも関わらず進んでいない。唯一進みかけたのは福島瑞穂さんが男女共同参画の大臣をしている時に法律の民法改正の素案までは作ったけれどそこで終わっている、というのが国内での現状です。なかなかこれを書くのが難しい。鳥取市のレベルで書くことが難しい。非常に悩ましいというのが現在の状況となっています。
- (事務局) 日本を取ればと思います。
- (部長) 前の文までと、ということですね。
- (事務局) 人権条約の趣旨だけ書いたらどうでしょうか。
- (事務局) 趣旨だけまでなら良いと思います。
- (事務局) 批准した流れで男女雇用機会均等法までの流れはあります。
- (委員) 難しい。私は、進行しているかと思ったけど、人権面では要するに、この権利条約の方の見解を 置いといて、何とか措置っていいますか、これは置いといて。直接に訴える法が出来ていますよね。 それも日本はなかなかOKをしない。いろいろ人権関係で日本はすごく遅れているともいえます。

(事務局) 今までの他の部会でも、今は協議会の案を、答申案をまとめるもので、答申をいただいたら市の ほうでもう一回見直しします。ただ、こうして長い時間と労力をかけていただいているので、あま り見直しが無いという前提でやりたいという思いがあります。それをまとめた上で市の案としてパブリックコメントかけたいという流れを考えています。

事務局案として、委員の意見を生かしながら提示させてもらいましょうか。

- (部長) そうですね。おそらくこのままだと、次に民法の云々というようなことを出してこないと、現状 としては次の課題にいくことができないと思います。
- (委員) 私が拘ったのは、権利宣言とか人権条約とか、長い間かけて作った中に、実は人権が人の中に女性がほとんど入っていなかった。まさに男性本位の権利であり宣言であり条約だ。この際ですので包括的に、よくいわれるインクルシティブな法が出来たという意味で強調しておきたい。ややこしいところがあれば引っ込めていただいて結構です。
- (事務局) そこは調整させて下さい。
- (部長) その次のアンダーラインが引いてある所ですが、21 年度というのは平成21 (2009) という書き方がいいと思います。
- (事務局) そうです。はい。
- (部長) 他のところと同じ書き方にしていただくということですね。
- (事務局) それは直します。
- (部長) 私が読みで気になったのは、6ページの方です。アンダーラインが真ん中に引いてありますね。 相変わらず2割程度の人がという文章ですけど。これは以前の調査と比べてが入らないと、相変わらずがどこに対しての相変わらずか分からない気がします。16年でしたっけ。これを入れていただいた方が分かりやすいと思います。

(事務局) はい。

- (部長) あとは良いような気がしますが、如何でしょうか。何かありますか。 そうしますと子どもの人権に移りたいと思います。12ページです。
- (事務局) 教育委員会から、学校のいじめと不登校の現状について資料提供がありましたので、それから説明します。

- (部長) 少し待ってもらえますか。どうしましょうかね。
- (委員) 電話で他の委員さんとも相談したのですが、やはり実態を知った上で物をいわないと、考えないとトンチンカンなことをいってもいけない。それで実態をまず皆でなるべく出し合って共通理解の認識を持った上で協議することが皆さんのご意見でした。今日委員も来ておられないのですけど絶対そうしたいといわれていました。今日は残念なことに、委員さんもおられないです。
- (部長) 急用のようです。
- (委員) 委員も電話でしたが一時間半話しました。いいたいことがいっぱいあると。 今日は期待していたのですが。
- (部長) 残念でございました。現状ということで、簡単に説明をいただけますでしょうか。 お願いします。
- (事務局) それでは別添の資料1と右肩に書いてあるものから説明させていただきます。

まず鳥取市の不登校児童・生徒の現状と、それに対して鳥取市教育委員会がどのような取り組みをしているか、という順番でお話をしたいと思います。

まず、資料1ページにつけておりますのが現在の、グラフが途中で止まっているものがあると思うのですが、これが7月31日現在の鳥取市の中学生と小学生の不登校の児童・生徒数になります。43と書いてあるのが中学校の現時点での30日以上の欠席のある、不登校というような理由で学校を休んでいる子が43名いるということです。小学校が20名というのが現状です。一番右端の3月の時点が、これが年度末。3月末時点で何人の子どもが不登校になっているのかを示したものです。近年の様子でいいますとグラフの数字一番上が抜けていますが、一番上の182というのが平成22年度の鳥取市の中学生の不登校の数。その下にあります158が昨年度、平成23年度の不登校の中学校の生徒数。現在は43ということで実は例年に比べまして非常に少ない状態で推移をしている。良好な状態であるということです。下の方の31と書いてありますのが、これが平成23年度。それからグラフが重なっているもので、そのすぐ下のところが28という数字が入ります。31の下が28。これが平成22年度となります。現在平成24年度が7月時点で20名ちょっと例年より多いのですが、時期的にこのあとどうなるかというところが全く予想できないところでして、もしかしたら今の段階で30日を超えている子が出ているというだけで、この後どうなるか分かりません。これが現状です。

昨年度、平成23年度の鳥取県の方ですが、中学校の不登校の出現率が全国で悪い方から4番目ということで非常に危機的な状況だということで、鳥取県全体で取り組んでいるという状況があります。そのパーセントに比べても実は鳥取市は若干高いという数値がずっと続いておりましたので、鳥取市もここ最近ずっと様々な取り組みをやっているところです。これが良好な結果で終われば非常に良いなと思っているところです。

裏をご覧ください。これは鳥取市の学校不適応、不登校に関する関係諸機関との連携の概念図に なります。一番上にあります鳥取市教育委員会のすぐ下に鳥取市学校不適応対策専門委員会という 委員会があります。これが非常に大きな委員会でして、現在専門委員さんが14名おられます。その 14名の委員さんは、医師、各関係機関の長になられる方に来ていただいています。その関係機関と いうのがちょうど左下の関係専門機関と書いてあるところの方に来ていただいていまして、たとえ ば一番上にあるような県の教育センターの教育相談課。課長さんに専門委員になっていただいてい ます。 それから、 その下のエールも所長さんに来ていただいています。 福祉相談センターの相談課 長さん。鳥取市からは子ども発達家庭支援センターの所長さん。あと鑑別所とか少年愛護センター、 サポートセンター、警察、こういう機関からも出ていただいて14名の委員で構成をしています。こ の一番上にある専門委員会が鳥取市の学校不適応の大きな方針を出しています。それを決定してい く大きな会でして例年、年3回行っていますが5月に最初の委員会を開いて、今年はこういうとこ ろを重点的にやっていくのだということで決定をしています。それを受けて各中学校区、小学校、 中学校だけではなくて、今、中学校区という単位で取り組むことが非常に大事だということになっ ているので、その矢印の下にありますが、小学校、中学校と書いてあるすぐ下の中学校区不適応対 策委員会、10年間で学校不適応問題をとらえようというような会をどの中学校区でも開いて個々の 子どもたちの対応をしているというのが鳥取市の今の政策でございます。なかなか学校だけでは解 決ができない事が非常に多くて、家庭の問題であるとか、学力の問題であるとか、非行の問題であ るとか、いろいろありますので、特に最近発達障がいに起因している、コミュニケーションが上手 くとれない子どもたちが二次的に人との関係が作れなくて不登校になるとか、そういうようなこと もありまして、そういう問題が生じるに従ってたとえばスクールカウンセラーとか、鳥取市にはス クールソーシャルワーカーというものを配置しています。そういう関係機関なり、地域の方なりの 応援を得ながら取り組んでいるということです。

3ページ、4ページが5月に開かれました第一回の学校不適応対策専門委員会で承認をしていただいた今年の方針です。見ていただくと分かりますが、大きな目標が一番上に書いてあります。具体的には何をしているかといいますと2番の本年度鳥取市学校不適応対策の重点の取り組みの中の重点の1と重点の2、ここを特に今年は力を入れようということにしています。

重点1が未然防止早期対応のための情報共有と機能する体制づくり。キーワードとしては質の高い双方向の情報共有ということです。情報といってもどんな事が有効な情報なのかということをやはり考えて小学校、中学校双方向で子どもたちの支援に必要な情報を共有していこうというのが一番大きな流れです。それに活用していただくような書式を鳥取市として作っておりまして、それによって小学校、中学校で支援の必要な子たちの情報を共有しているということをさらに今年は進めようと委員さんから後押しをしていただいています。

それから2番で今年は、小学校、中学校に兼務がかかっている教員を配置しています。つまり中学校の教員なのですれども小学校にも勤務ができるという辞令を出しています。現在5校。5中学校区で7名の教員が小中の兼務がかかっていますので、曜日によっては小学校の方で勤務をしたり、そういうようなことを進めています。それから重点には先ほど出てきました関係機関と早期に連携を結ぼうというところです。その中で大きな役割を果たしているのがスクールソーシャルワーカー

で、今学校教育課に2名配置をしております。このスクールソーシャルワーカーが学校の方にどん どん出向いて、学校だけではなかなか解決できないような事案について早期に関係機関の間に入り まして学校と関係機関を繋ぐという役割。場合によっては助言とか指導も一緒に行うような格好で 支援の輪を作っていく。4 ページにて書いていますが主にこれが大きな鳥取市の取り組みだという ことでご理解いただいたらと思います。いじめの方も続けてしましょうか。

(部長) 続けてください。

では資料の2、右肩資料の2というところをご覧ください。毎年ですね、年度末に文部科学省が生 (事務局) 徒指導に関る調査というのを行っています。その調査から抜き出したデータです。平成 19 年から 23 年までの間のいじめに関するデータで鳥取市小中学校からデータをあげてもらったものです。認 知件数が小学校、中学校それぞれ出ておりますが、年によっても多少、減ったり、増えたりしてい ますので、一概に増加しているのか減少しているのかというのは、これはいい難いということです。 ちなみに平成24年度も7月末時点で把握をしておりまして、小学校が3件、中学校が1件という現 状にあります。改善に向けて、大概ですね改善に向けて全て動いておりまして、そこにその後とい うので表の中に載せていますが解消または一定の解消というようなことで全て進んでいるというよ うな現状です。それから、いじめに対する認識としては文部科学大臣が以前、緊急アピールを出し た時がありまして。いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題だというようなとらえで鳥取市 もとらえていますので、それに基づいた対策ということをしております。資料としては、こういう 黄色の表紙のついた物を、たくさんあるのですが、これをお配りしています。鳥取市では平成 19 年に、18年でいじめの問題が非常にたくさん出た年でして18年度が。その翌年の19年11月に、 このいじめ防止教育プログラムの策定をしまして、裏を見ていただきますと推進の委員さんのお名 前が出ております。最後31ページ。委員さんによっていただいてこの冊子の作製をして鳥取市の小 中学校全てに配布をして、これを活用しながらいじめ防止の教育に取り組んでいくことをはっきり 打ち出しているというところです。鳥取市の中で、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題 だというところで、何かあった時の対策はもちろん大事なのですけれども、いじめが起こらない学 校や学級集団を作るというところに普段から力を入れることも大事だというところが鳥取市の一番 大きなポイントになっているところです。それが未然防止というところのとらえだと。冊子、非常 にたくさんありますので中見ていただく時間は無いと思いますが、その中で抜き出したものが、た とえば資料2の2ページにいじめに対応する学級経営チェックシート集計表というのをつけていま す。 先ほどご説明しました、 このプログラムの 28 ページにこのものが出ているのですが、 このプロ グラムの中にあるこの学級経営チェックシートを毎年6月の下旬から7月、ちょうど夏休みが始ま る前に、各学校に調査を悉皆調査をかけております。全員の担任がこの項目を全てチェックします。 3 ヶ月やってきた自分の学級経営はどうだったのかというのを担任が全てチェックをしてそれを人 権教育主任が集計をし、自分の学校の学級の様子というのを把握しています。それをさらに鳥取市 に全て報告をしまして、データを打ち込んだものがここに出ているものになります。小学校は左下 に数字が 512 というのが出ております。512 学級数ということは、つまり 512 名の担任が自分の学

級のチェックをしているということになります。それから裏が中学校になります。同様に196という学級数があります。つまり196名の担任が自分の学級経営がどうだったかというところをチェックしながら、いじめが起こらない学級経営だったのかどうか、そういうのをチェックするという機会にしています。この今お見せしましたデータは人権教育主任研の時に必ずこの集計結果を学校のほうにお返ししています。夏休みの教職員の研修などで学級経営についての検証をするときには、ぜひこれに触れながら今一度学級経営はどうだったのか、いじめを生みださないような人間関係作りはできたのか。そういうようなところを見ていただくことに活用していただいています。

それでは6ページです。本年度人権教育主任研修会を7月の10日に開催しましたので、そのレジュメを参考資料としてお付けしました。これは2回ある人権教育主任研の第2回目をいじめ防止教育の研修会ということで兼ねておりまして全学校から人権教育主任に出ていただいて研修をしています。今年はケーススタディー、何か一つの事例を出してどういうふうにしていこうかというような考えを皆で意見を出してみるというような、いじめ防止のための教職員研修のスタイルを一つ提案したという格好になっています。8ページにあるような事案を一つ出して、これはどういう風に取り組んでいればよかったのかとか、どういう風な取り組みが必要なのかということを人権教育主任さんに研修をしていただいて、また夏の校内研修などの時にそういう手法を学校の中でやってもらうということをやっています。今の時点でいじめ対策は、鳥取市ではこのように取り組んでいます。先ほどのいじめ防止教育プログラムはホームページにも掲載していますのでインターネットで検索していただくと、おそらく最初にヒットするではないかなと思います。又機会がありましたらぜひ見ていただけたらと思います。以上です。

(部長) ありがとうございました。おおかた実態というのは、ご理解いただけたと思うのですが。

(委員) 教育委員会の把握しとられる実態はそうでしょう。いじめの起きない学級や人づくりはそれなりの対策方法の一つです。たまたま鳥大の研究会の先生が関っておられることを知っています。鳥取県は全員の記名調査アンケートを取っている。それで最近、県別のランキングで熊本県が前の年に比べて152倍にもなったという年がありました。それまでは記名方式でアンケートをしていた。それで記名でしかも自由記述もどんどん入れて、そしたら152倍ということでした。2007年は、確か一番だったと思います。それで2009年には一生懸命努力した。やっぱり記名調査では本当のことがなかなか書けないということがある。でもそれは一つには先生もたぶん難しい立場ですが、子どももいじめられているということがある。でもそれは一つには先生もたぶん難しい立場ですが、子どももいじめられているということに、信頼関係がなかなかできていない。親にも言えないという事情がたくさんありますから、無記名の調査ということで、その時に鳥取県は47位なのです。たった一件か二件しか鳥取県中にはいじめは無いということで済ませている。というような経過を大学の勉強会で出しておられます。

不登校では1位ときて急に16位になりました。あの時も調査方法を変えました。あの時は県議会が騒ぎました。3年間1位だったです、確か。4年目の調査が秋頃ですか。集めてみたら、また1位になりそうだということで県教委は慌てて1番少ない県に派遣をして聞いてみたら、調査方法に良い調査があるとやったと。もういっぺん現場に返してやってみたら16位になったと。こういう笑

うに笑えないような現場の先生が一番ショックじゃなかったかなと思います。一生懸命やる気が起こるかいなという声が聞こえそうな気がしましたけども。そういう風に真正面から取り組むという姿勢は無かったのではじゃないか。今お聞きして、いろいろ頑張っておられるのだから、これからに期待しても良いとは思います。鳥取市はアンケート調査をやっておられるのですか。

- (事務局) そうですね学校でそれぞれです。書式として鳥取市で決めてこれをというものはありませんが学校でだいたい月ごととか、学期にとか、そのスパンは色々ですが子どもたちの調査は、どこの学校でもやっています。
- (委員) 調査は記名ですかね、無記名ですか。
- (事務局) そこまでは把握はしてないです。
- (委員) 今回の大津市のいじめの事件は、盛んに報道されています。ある大学の先生は、学級が日本の学校制度に存在する限りいじめはなくならないと断言しておられる例があります。それは学級指導、今いわれた学級や学校とかが、いかに難しくなっていることのひとつといいますか、学級をなくすことは無いと思いますが、壁を無くした学校というのものありあます。学級の枠を越えて学級があることが良いようで、子どもにとって学校生活の本拠地ですけどそういうことの中でいろいろ学んでいると、学級では担任の仕事が増えて大変だと思いますが、学校経営で担任が職員会においても自信を持ってできるということがあるようです。前段が長くなってすみません。
- (部長) 良いです。どうぞ。
- (委員) 私、退職して20年になるのですが、不登校の子どもやその親の相談を受けています。7月、8月の間に相談が7件ありました。一つは、家を変わる事16回というのです。大変な事なのですが、その中のうちの半分はお父さんの転勤です。あとの半分はどこの学校に行くか、選ぶそうです。どうもいじめられた経験があって転校するらしいです。学校を選んでそれから住所を決めるという、まあ大変な状態になっているのだなと思いました。不登校もあるそうです。中学校2年で、相談室登校している。これは不登校の子どもに入りはしないですか。
- (事務局) 欠席日数で決まります。
- (部長) 連続で30日ではないでしょか。
- (事務局) 連続ではなくて累計で30日です。
- (委員) これが最近、特別支援学級に強く進められていて、このような方の不安の相談が最近特に8月、9

月は多いです。相談室登校はだいたい普通ありえないですよね。だいたい相談室っていうのは相談 のための臨時の部屋ですから。特別支援学級なり学校へ行くと、たとえば高校進学では支障ないの ですかね?ちょっとこの前教育委員会に寄ったのはそこなのですけど。聞きに行ったのですが忙し いようでした。改めてお聞きしますが、親御さんの心配は、そのコースを行くということになりは しないかということでした。

(事務局) 障がいの種別がわかりますか。

(委員) 障がいなのですが。

(事務局) そのお子さんが特別支援学級を進められているということは、やはり何か引っかかっておられる のではないかと思います。先生自体が、基本的には障がいと判断するというのは医者じゃないとで きません。そういった判定というのは診断の中で障がい名が出てきて障がいだということで、この 子の障がいという苦悩があるということが認定されて、それを受けて今度は本人と保護者が特別支援学級へ入りたいという希望を出されてとのことだと思います。

(委員) 希望を保護者が出すわけですね。

(事務局) そうですね。今はこれからの事になるので、恐らくそのことと関わりがあるかなと思います。就学就労委員会が支援を出しますのでその中に専門家に入っていただいて特別支援学級が適すだろうということの中で決められていくということです。ですから今の状況だと分からないです。そのお子さんの状況はどうかということで、その中でたとえば高等部特別支援学科、今度は高等学校へ行くときに特別支援学校として受け入れる場合に診断が無いと特別支援学校には行けないです。逆に行きたくても行けない。障がいがあっても通常の学校に行けることもあります。障がいがあろうがなかろうがそこは関係ないです。そこの学校の受験が前提となります。それをクリアすれば行けるということです。だから障がいがあろうがなかろうが、その学校に行って学ぶということで受験をクリアされると通常の学校で問題ないです。

今、多いのは情緒障がい、知的障がいという情緒障がいがあります。情緒障がいの場合には状況が改善されていくと特別支援学級から通常の学級に戻ったりしていることもありますし、情緒障がいということで通常の学校、高等学校に進学する場合もあります。問題は知的障がいの子どもたちです。知的の子どもたちというのは基本的には学力に遅れが発生しているので、それはやはりその子たちの能力にあった所で適した教育をする必要があるので、特別支援学校への進学というのがほとんどです。

(委員) 前も相談があった親子ですが、学力優秀です。まさにトップクラス。親も何で学校へ行かなくなったか分からない。先生も分からない。聞いてみると「えっ、そんなこと」というような内容なのですが、実は先生との関係で、何か誰か入って話をして… それで親の気持ちからすると、学力的

にはできるはずなのに学級に入れない。相談室にもおれない。保健室に行くと 2、3 日でだめよといわれる。居場所がない。で、特別支援学級に在籍すればといわれる。そこに入るとそれで中 3 の最後まで行っちゃうと受験した時に高等学校から忌避とかですね、そういう学級の子はそっちの方行きなさいよというみたいな高等学校が多いと噂で聞いていて心配しておられるのです。

- (事務局) 今は、そういった事ないです。逆に言えば学力が高い場合でも人間関係をうまいこと築けない、築きにくい子どもたちがいるのです。そういう子どもたちは、そういった訓練をしてやらないと人間関係を上手く築くことはできない。こういった集団の中にいる中で、やはり非常にしんどくなるという場合もあるので、その状況自体が、詳しく分かりませんが、そういった場合特別支援学級に入って、また通常の学級に戻るということもありますし、高校でも受け入れが十分できると思うのですけど。よくそういった相談をされる場合もあるのですけど、やはりこんな話をしていますけれども、どうしても障がいがあるということでそういう風に判断の基準にされるかという心配は保護者の方がお持ちのケースは多いです。
 - (委員) 不登校のこどもが、いろんな症状を出して、その次のもう一人の方は中2の女子で、相談にセンターかどっかに行かれて、そしたらどっかに相談に行きなさいとまたいわれて、どうもそこで精神科に行った方が良いといわれて、行ったとたんに五種類位の薬を出された。もうこれは6ヶ月以上たっていて薬依存症でなかなか家からも出られない。というような状態で、事の発端は不登校で別に病気でも何でもない状態だったのです。
- (委員) 様子がよくわかりませんが、うちの場合は施設なのですけども教育委員会は分かりませんが、先ほどの報告でもありましたけど不登校とかいじめとかですね、いじめはもう少し特別なものがあるかもしれませんけども、やはり個別が直接的な不登校ということについてのケアワークということが前はうちもそういうこと中心でやっていたのですけども最近はさっきも報告がありましたけどもソーシャルワークやったりとかスクールカウンセラーをいただいて、たとえば当人だけの問題として捉えずに家族療法的な部分で対応したり、あるいは社会的な適応うんぬんということでソーシャルワークを利用してやったりということで、そういう意味ではどちらかと言うと不登校ということに限定して支援していくというよりは、そういう総合的な支援をやっていくというか、そういう取り組みに変わってきていると思います。

具体的にはそういういろんな思いが当事者の方はいじめが発端だとか色んな思いはあるのでしょうけども、総合的に見るとやっぱり問題がもっといろいろあったりですね、その辺を広い目でというか効果的な目で今取り組んでいらっしゃるのじゃないかなあというふうには思っています。

(委員) 発達障がいは、どうも親御さんとかには納得できていない。分かりにくい。その特別支援の静岡でしたかね。特別なしの支援教育を徹底してやる。どの子にも支援が必要だということで個別の指導を徹底的にやるのだという、そういう意見もあります。何か訳があっていじめられる。あるいはそういう学級に自分がいじめられなくても、いじめを見ていることに耐えられないということもあ

ります。それが注意できない自分が情けない。そういう学級生活で安定しておれない子どもが先生 に相談に行けるかどうか非常に大きいと思う今の取り組みの中では。先生との相談関係がなかなか 難しいですね、これをどこまで徹底してやれるかが大きくかかっていると思うのです。その辺のこ とをお聞きしたいですけども。

- (部長) お聞きしていると時間が無くなります。素案の協議をして欲しいです。現状という所は説明をいただいたところで見えてきているのだろうなと思います。その話を受けて素案をどうしましょうかというところに持っていかしてもらっても良いでしょうか。一日あっても足りないと思います。それは鳥取市も委員会を設けて専門家の方と取り組みをしておられるので、それはそれとして。子どもの人権問題のまずは現状と課題というところですけれども。どうでしょうか。
- (委員) 児童と子どもの名称を統一する必要があると思います。たとえば児童虐待なども、その言葉自体でも単語になっていて児童というのを別の名称にするのは難しいというか言わない方が良いと思うのですけど。たとえば、児童虐待のところでも、児童虐待が児童のというのにつながったり、児童虐待が子どものというのにつながったりして、この辺は子どものというふうに統一するのであれば、どちらも子どものというような格好で統一した方が良いと思います。
- (部長) 幼児も含めたところで高校生までを子どもと呼ぶ。
- (委員) だから文部科学省と厚生労働省と違う。中学生なんかは生徒という単語が出てきますが、厚生労働省は出てこないので、その辺の使い分けがごちゃごちゃになっている部分が2、3ヶ所あったりする。
- (事務局) 具体的にはどこですか。
- (委員) どちらにも限定して児童虐待とか児童生徒などとかいう具体的な単語じゃない部分は全部子ども という風に統一したらいいじゃないかと。
- (事務局) 児童生徒というふうに書かれていない場合は義務教育ということを意識されて書かれているので はないかなと思います。
- (事務局) たとえば、これちょっと悩むけども、いじめや不登校の原因については児童生徒という表記になっている。いじめっていうのは高校にないかっていえばそうでもないと思うので小中学生だけの問題でもないかな、不登校については。
- (事務局) どこですか。

- (委員) ごめんなさい。僕がページをいわないから。14 ページに、いじめや不登校の原因や背景について は児童生徒様々な要因原因がからみあっている場合もある。児童生徒の方がかえって分かりやすい かも知れないです。
- (事務局) ここで扱うのは、鳥取市の方針ですので、市でいけば学校といえば小中学生です。 その中での不登校というとやっぱり小学校、中学校になります。
- (委員) 分かりました。
- (事務局) それを取るという事でしたらやっぱり小中を含めた子どもという捉え方をします。そういうことになりますけども。実際の資料の実態は分からない。実態を書こうと思ったら、その実態はやはり児童生徒で小中という把握になってしまうので、おそらく各団体でこういった書き方になってしまう。
- (委員) 分かりました。はい。
- (事務局) 使い分けを逆に読み取っていただければありがたいです。
- (部長) 読み取らないといけないということですね。
- (事務局) その後のところはもう一回見直しをします。
- (委員) はい。
- (事務局) 基本的には子どもの人権ということなので子どもでいくのですが、資料を使う場合であるとか限 定をやはり鳥取市の範囲としては小中ということを考えるのでしたら記述はやはり児童生徒になっ てしまう事を理解しておいていただけたらと思います。
- (委員) どこ聞いても良いですか。
- (部長) はい、どうぞ。
- (委員) 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)が国連総会において採択され、これをわが国は平成6年に批准しました。この条約は子どもを個々の対象としてだけでなく共に歴史をつくるパートナーとして認め、子どもを権利行使の主体者として、人間の尊厳の体現者として認めるものであり、この条約の趣旨と内容の普及啓発に努めます。その権利条約について関連した文になっています。素案だと、それで聞き取りの委員さんの方から出た意見にもそのことを意識して書いておられまし

た。聞き取りの資料出ています。確か、市が作られた素案はどこが作られたか。教育委員会ですか、 この素案は。

(事務局) 素案は教育委員会と子ども発達支援センターです。

(委員) 子どもの権利条約の方から見るとトーンダウンに読めるのですけども。その辺の説明をもしもありましたらお願いします。国の方は権利条約について非常に消極的です。ただ私は今難しい先生と子どもの関係とか、親も含めて、学校が難しいところにあるわけです。いじめにしても不登校にしても、けっして鳥取市は良い状態ではありません。そういうときの切り込み口の一つとしてこの権利条約をもっともっと積極的に学習するチャンスだけでも良いですけども。こう方針を作る時を一つの契機にして何か一歩でも二歩でも進めるような体制を作って欲しいと思っている。

前の 100 人委員会の時にも出たのです。町内で勉強会を作られまして。残念ながら教育委員会は主じゃなかったのです。児童家庭課が主になってやられ、学園の先生を呼んだりして勉強会されました。結構一年間やられたのですけど。企業の方から反対が出ました。そんなことをしてもらったら社員が何言い出すか分からないから困ると。それ反対じゃないのと。自分を大事にする社員ができれば会社も大事にするのではないのという笑い話みたいな話も出ました。鳥取市の様子が後退するのかなあと現行よりもと私には読めるのです。

現行は格調高いです。子どもを権利行使の主体者とか、人間の尊厳の体現者とか。確かに子ども の意見を今の学校は子どもの意見をもっと取り入れていかないといけない。

- (事務局) 現行との比較です。現状と課題の部分です。
- (部長) 推進方針です。17ページ。
- (委員) 今日もらったのには無い。
- (部長) 素案しかない。素案の方の権利行使の主体者という文言は出てきていますので。 権利条約の文章を入れるか入れないか。この素案に。
- (事務局) そうですね。
- (委員) 入れると何か差し支えありますか。
- (部長) 入れても差し支えはありません。
- (委員) 入れても差し支え無いですね。私は入れて欲しいという意見です。むしろ入れるだけじゃなくて、 この前プリント配布しました。子どもたちが作ってくれたのです。県の弁護士さんがもう素案を作

っておられるのです。ご存じのように県の救済条例がすごく問題になりました。あれからずっと実態調査をしておられるのが県の弁護士会です。一番今難儀な目にあっているのは子どもだという結論です。それでスタートされて二年くらい前から勉強会をしとられます。二月に一回くらい弁護士さんが、西部からも来られて、ようやく素案を先月作られました。勉強会としてはゴールしました。素案ができました。それから川西市のようなオンブズパースン的に救済ということす。弁護士さんは救済じゃなくて権利問題をもっと県民の皆さんに深めてもらおうという方向のようです。これからどう広めていくか、いろんな各市町村で勉強会をやるということのようです。先ほど日本は遅れているという話でしたが、条約も遅れていて報告もなかなか出せない。出すというと必ず今の日本の学校制度は競争が激しいとか、休息も無いとか、だんだん勧告への意見が増えてくるばかりです。中には条約をやめてしまえという意見もあるらしいです。

- (部長) それで具体的にはどう変えたら良いでしょうか。
- (委員) 入れて欲しいです。
- (事務局) 現行の12ページに戻したらどうでしょうか。
- (事務局) 素案に子ども条約を削除したことは、今はどうだったか不明です。
- (委員) そこをお聞きしたかった。
- (事務局) 今読んでみて最後のこの条約の趣旨と内容の普及啓発に努めますのところが何かニュアンス的に 引っかかったような気がするのです。その条約の趣旨なりをこちらが理解した上で、そういった施 策をするような表現が良いという感じと思いました。
- (事務局) 私も思いました。このつづくりによると、その基本的な推進方針の一番頭だしの一番大きな部分が児童の権利条約の説明とその普及にはいるから、他の部分とのバランスから考えると何か普及をするのが一番の子どもの人権の中心だというような意味合いに捉えたような気持ちがするのです。
- (委員) なるほどね。
- (事務局) だから入れるのは良いと思います。それが全ての目的という訳じゃなくて。
- (委員) 流れとしてこういうものがあって。
- (事務局) あって、それは当然のことながらやらなければいけないけど、それをするのが施策の全ての推進 方針ではない。という受け取り方を私もしました。同じです。

- (委員) 現行の趣旨からいうと、子どもの権利、人権というポイントでいくと権利条約を今40位の自治体が作っているでしょう。条例として。だから流れ的には本来はそれでいっても良い訳です。それを実現するのに一本に絞っても良いぐらいだと思います。不登校にしてもいじめにしても根本のところにこれが入ってくれば切り口としては学校の先生方も進めやすいと思います。だからどこかに条約は復活させてもらえますか。
- (部長) では推進方針のところに頭だしを考えましょうか。
- (事務局) では、現行のものを参考に考えます。
- (部長) 私、全体的には別に良いのかなあと思います。それでどうしようかなというか。あの協議会の方では委員案で大方作成しただろうと思っているのですが、それぞれの人権ということで、こういう問題が存在しますということを決めたときに、子ども問題では国連の子どもの権利条約の普及が十分でなく、いじめや不登校の問題。次です。そしてガイジ等の発言やおもしろおかしくエタ、ヒニン等の発言や落書きをすると様々な差別や教育を受ける権利の保障等の課題がありますと言葉になっているのです。こちらを見ると、いじめと児童虐待ということをメインで書いてあって、最初の方ではそのガイジの発言とかエタ・ヒニン発言というものが入っているのです。少し整合性が取れないと思います。
- (事務局) これは委員さんの案ですか。
- (部長) はい。
- (事務局) でもそれは鳥取市の現状じゃないですよね。
- (部長) 私も子どもの人権といったらやはり児童虐待とかいじめだと思います。だからこの時そうなのだ と思ったこともあったのです。
- (事務局) 基本的にはたとえば子どものどういった状況の人種や違いがあり、子どもということに関して起こる事案をあげたら良いと思います。子どもの人権問題として。委員の意見の中でそういった子どもの中のいろんな部分の部落問題であるとか、人権だとかいろんな個々の問題を一緒になっているので、それはたとえば部落問題の中に入れていただいて、そこの中での問題を解決する方がいいのではないでしょうか。
- (部長) 逆に部会提案ということで、それぞれの人権のところでの文章を変えてはどうでしょうかという 提案が私はしたいと実は思います。

- (委員) もう一度お願いします。
- (部長) 2章の2です。人権の問題と課題のところです。総論のところ。それぞれに女性問題ではこういう 問題がある、それから障がい者問題ではこういう問題があるということを簡単にまとめた部分があるのです。その中にガイジ発言等があるという文章が出てきている。やはりそれは子どもという先ほどいわれたように人権というか同和問題の中に入れるべきと思います。
- (事務局) そうですね。こちらの方に合わせてもらった方がいいかもしれません。
- (委員) ガイジ発言というのはなんですか。
- (部長) それほどは聞いたことが無いですけど。私が認識不足かもしれない。
- (委員) ただガイジは差別語だって指導されるから子どもは黙っている。これは、障がい児学級という制度があったからすぐ分りました。制度そのものが原因なのです。ただ、今は、特別支援学級です。 障がい児学級ではないのです。子どもから見ると小さい時からの仲間が一緒だった仲間が、何はともあれ別の教室に行くわけでしょう。ごく少数で、少数弱者の立場でまさに。そうするとそれに対する差別意識が、出ますよ。それを払拭するだけの取り組みをしておく必要がある。ガイジっていうのを総論にあげるのは、私も読んでいたのでしょうが、ちょっとおかしい。
- (部長) ですよね。反対の提案をしませんかという提案はどうでしょうか。
- (委員) 賛成です。
- (事務局) 第一章のところは終わっているので改めて対案を事務局から提出します。と合わせて 2 部会から こういう意見がありましたと、会議録にも記録しておきます。
- (委員) こういう方針を改訂するとか人権の話し合いする時しかいえませんので、こうして直接教育委員会と話ができる中、いじめにしても不登校にしても基本的人権の侵害そのものだとおっしゃっています。私は40年~50年前に教員でした。学校にひとり来ない子があった。これは大騒ぎでした。でも学習内容についてはできん子は仕方が無いというような事がありました。私考えが変わったのは部落問題が出発点です。この際何かの形で、方針作りを契機に、無給で結構ですから市の何かの団体にしてもらって、子どもの権利条約の勉強会とか、ここに権威がおられますので、勉強会ぐらいは○○さんも来ていただいて、作ってもらえたらと、まあこれは終わりにいおうと思っていたのですけど、ぜひこれは学校の先生にしてもけっして、とりあえず負担にはなってもマイナスにはなりっこないし。子どもたちが自殺までするとなると本当に人権侵害そのものです。これはほっとけない、どうでしょうか、ぜひ教育委員会の方で答申を出すという方向でお願いしたいと思います。

私たちもできたら、この部会でどうでしょう。二年間くらいのスパンでやったら。

(事務局) 現在、協議会は市長の諮問を受けて人権施策基本方針の改訂について、答申案の作成をしています。答申案をもとに市の案を作成して、パブリックコメントを経て方針が出来上がります。この方針を受けて、市の各担当課では、総合計画、実施計画等に基づき予算を要求し事業実施していくという流れになります。協議会には、そうした事業の計画や進捗に対して、検証をいただくことを方針が完成してからの役割を考えています。したがって、新たな委員会とか協議会をつくる予定はありません。

今日の資料14ページです。どこの問題でも23年度ヒアリングした結果を書いていますが削除でよろしいですか。

(部長) カットしましたよね。

(事務局) ここもカットでいいですか、不登校、いじめの問題、14ページの下の部分です。

(部長) いらないと思います。どうでしょうか。はい、うなずかれました。

(事務局) では、ここ削除させていただきます。

(部長) それ以外はどうでしょうか。

(委員) あの基本方針のところですが。

(部長) 現状と課題ですか?

(委員) 学校ではいじめの問題とのところです。

(部長) 14ページ今日の資料。

(委員) そうですね。それの12のところに。

(部長) 9行目ですね。今日の資料。

(委員) 子どもだけによるいじめの解決が難しい状況というとこですけども、まあ一見難しい問題ですから子どもだけではと思いますが、子どもたちの間で起こるいじめこそ子どもたちだけでそれを解決できる、といってもいいか、その前のいじめを生み出さないちょこちょこあってもそれを解消して

いける力。ここ気になっているのですけど。最終的には子どもの中で起きたいじめを大人が果たして解決できるのか、というような疑いを持っているのです。大人がしゃんしゃんとやっちゃうと本 当の解決にはならないのではないのではないかと、考え方としてですね。

- (事務局) 文章の上からずっと読んでいただいたら分かるように19年に実施した「人権問題・人権教育に関 する児童生徒及び保護者意識調査」ではとなっています。その結果がやはりいじめがなかなか子ど も間で解決するのが難しいということや、その表面化されるのが非常に難しいということが分かっ てきています。子どもはなかなかいわないのです。それは何故かというと、いろんな発達段階にあ っていじめられているってことで、それが不名誉であるとか逆にそれを親にはいえないとか、そう いったことも色々あったりしまして、簡単に子ども同士でいじめがなくなるって事は今現在では難 しいのではないかと思います。ですから当然子ども同士で解決できるような関係作りは必要ですが 現状からしてみれば命に関るような状況まで発展する前に親が分かっているのなら止めてやるとい うことなのです。そういったこともやはり大人の責任として大事ではないかということいいたいで す。そのことは調査としての実態として現れ調査で分かってきたことです。これからは親の関り合 い大人の関り合いも大事ですという事のニュアンスを入れて書いています。だから実際は難しいじ ゃないかなと思うのです。それをやはり目指すところは委員さんのいわれることの意味分かります し、子ども同士でやはり解決するってことは一番良い事かもしれませんから、現状は一つ所に収ま っていない、やはり回りの大人、そういったものもしっかり見てやることが必要でないかという一 つの例としてここに実態調査の意識調査の結果をあげさせていただいたのです。この時の調査は委 員さんがいわれたように無記名で、かつ封筒に入れさせて、封書止めてですね。担任は知らないと いう状況で教育委員会まで持ってこさせたという状況で出たのは、やはりなかなかいじめを受けて いたり、見ていてもいえないという子どもたちの状況が見えてきたということが一つ鳥取市のデー タとしてあるものですから今日の防止プログラムの初めにその結果を載せています。
- (委員) 教育というか、学習する場ですから学校というのはむしろそういう問題点が出てきた時こそ次の 学習なり教育にありうるしチャンスでもあるわけです。それを徹底的に取り組む。学校だからこそ やるべきだし子どもが子ども時代を通過できない、子ども社会を持てない、しかし一番長時間過ご すのは学校生活。学校生活の如何によって左右されるということ。それほど重く考えると学校教育 の場からの声が無いような気がする。学校という場で起きているのに学校の場からの反省とか指摘 とかが無いような気がする。
- (部長) ただ学校で起きとるといいながら、大元の根本は子ども自身のその生まれてから学校に上がっていじめを受けるまでの過程、どこかにあるかもしれないしもしかしたらですよ、家庭にもしかしたらあって、それの発散先が自分のクラスの弱い子どもだったりということも考えられるっていうことから見ると、この文章最後に同時にというところがありますでしょ。結局はどうやって自分を大切だと思って相手のことを尊重できるかっていうところがもう人権の全てなのだろうと思うのですけど。そういうことを考えられる人間に育てるのは勿論学校も大事だけども家庭も本当は一番大事

だなと私は思っているのです。

- (委員) でも家庭を含めて実質リードできる力があるのは学校です。先生です。それ位先生は重大な所に おられる。
- (部長) そこまで学校に責任を負わせてはいけないと私は思います。
- (委員) だから学校と親とは良い関係でいないといけない。良い関係に無いから先生も苦労する。
- (部長) そういう苦労がなかったらもう少しスムーズに教育ができるのだろうと思うのですが。この文章 の流れでいけば、言いたいことが言えているのかなという気はするのですけど。
- (事務局) 上の部分は現状として書かせていただきました。
- (部長) 反省も少し含めながら、勿論そこを読み取っていただいて、この文章でどうでしょうか。
- (委員) 学校の先生に期待している所が大きすぎるくらい大きいので、やはりこの制度を早く作ってほし いと思います。
- (部長) どうでしょうか。この文はよろしいですか。子どもの人権問題というところですけど。 では、時間も少なくなりましたが、ひとり親の問題についていきましょうか。33ページ。
- (事務局) 資料2の5ページ。委員の意見が来ています。
- (部長) 5ページ目。あの手書きで刷ってある文の5ページ目をお開きください。 これをいい出したら女性問題もそうですね。
- (事務局) 複合的差別です。
- (事務局) 即、差別の対象になるっていうことです。ではないから入れることには慎重になれって事です かね。
- (事務局) という意味合いです。書き方がいけないという話と思います。 ここは委員とやりとりをして みます。
- (部長) その方が良いですね。
- (委員) ○も アイヌの人々のところです。

- (部長) 他にもという意味ですよね。
- (委員) それと同列にあげてあるわけですね。刑を終えた…ところです。
- (事務局) そこが問題です。委員が意見をいっておられます。
- (委員) 右が、素案ですね。それの素案が、ひとり親家庭が刑を終えた人と同列にしたら、ちょっと抵抗があります。
- (事務局) ひとり親家庭だからということだけでは、人権侵害にはならないと思います。これの書き方と かを工夫する必要があります。委員も研究されて、いろいろ統計資料を集められた。
- (部長) このアンダーラインが引いてあるのは。
- (事務局) 現行に無かったものを新たに示したものです。
- (部長) 分りました。それでは、ひとり親家庭については、お願いします。後は非正規雇用等による生活困難者の人権問題についてです。
- (事務局) ここは今のところ委員からの意見はありません。
- (部長) 何もないですね。
- (事務局) ここは市が行う啓発を書いています。
- (部長) これについては特にどっかで取れるような数字は今のところ無いですか。 派遣労働者のデータとかは。
- (事務局) 派遣労働者、日雇い労務者のデータはないですか。
- (事務局) 結局労働局の場合は、社会保険とか雇用保険とかに入れる人の統計はありますが、多分そういう人は、逆にいえばそこにすら入っていない。雇用保険すらない可能性の方が高いと思います。 そのあたりの数字は難しいと思います。
- (部長) これ以上に文章を変えることも何かできそうにない気がしませんか。
- (委員) 私ジャスコの近くに住んでいるのですが、最近朝がた行くと7時から行くと自転車に家財道具 全部乗せて、そこで顔洗って、それが一人二人じゃない。これはまあ働いておられるって訳じゃ

ないですけども。非正規雇用かどうかと分かりません。でもこれ大事なことです。

- (部長) 非正規労働者の職の不安とホームレスとは特に繋がりがなくても、そのままで良いのですか。ホームレスはホームレス。勿論仕事が無いから家もなくホームレスになっていく過程は分かるのですが。
- (事務局) つなぎ文章もないということですか。
- (部長) いいのですかね。非正規雇用の当人を生活困難者というか。いきなりホームレスは無いかなあという気もするのですけど。良い文章も出てこないです。他にはどうでしょうか。委員さん何かありませんか。
- (委員) 正規雇用等による生活困難者っていうのがあり、非正規雇用等っていうのは無いので生活困難者 の人権問題とはこの下の書き方だと合っているという気がします。非正規雇用等、どうしても書か ないといけない何かがあるのでしょうか。
- (事務局) ある一時期、ホームレスの方が殴られたことがありました。県の方の推進基準に短いですがこういう人を受ける県の「非正規雇用等による生活困難者の人権」そういうのがあるのでそれを受ける形で記載したものです。
- (委員) はい、分かりました。
- (部長) どうですか、委員、ご意見をください。
- (委員) 不登校で大学入試の受験資格にパスして大学を苦労して4年間いきて、結局就職がない。そういう子どもたちがかなり多くいます。鳥取にも。そういう子どもたちは若いですしワーキングプア・・・ ワーキングにならないです。ですから一番彼らが今、頑張っているのは、たくさんある子どもの居場所がありますね。鳥取県も20くらいある。そういう所でほとんど無給に近い形のサービスで。実際に就職できるのは難しい。一応自分で歩いた、歩き始めたのですが。 本当に子どもや親のせいだけにして良いのかなという思いが強くあります。根本的にはかなりの人が、でも生活保護は受けたくないと頑張っている人はたくさんいます。そのへんをもっとどこかの部署で詳しくキャッチできないかな。商売人の人の就職と一緒ですからね。弱者の立場に立っているなんて、何か冷たい世の中だ。
- (事務局) そこのつなぎの所を事務局で考えてみます。
- (部長) そうですね。お願いできますでしょうか。これで一応、最後の方は端折って、お願いしてしま

いましたけど。第2部会の方の議題というのはこれで一通り、終わりということになります。この後はまた全体の方の協議会でもう一回協議をするというか見直しをするという恰好になると思います。それまでに記録は各委員に配られます。

- (事務局) 今後の部会のスケジュールは、2部会については集まっての議論はありません。先ほどいただいた委員との調整のつなぎの文章とか、事務局の方でまとめさせてもらったものをご提示させていただいて次回協議会として全体の開催を予定しています。9月は議会があるものですから10月25日全体協議会で、それまでに2部会のまとめ案を事務局から提示して、委員からいただいて意見等あればメールでも、手書きでも、電話でもと考えていますのでよろしくお願いします。次回は10月25日木曜日13時半から、ここの会議室で、また通知させていただきます。スケジュール調整等よろしくお願いします。
- (部長) 長時間にわたりありがとうございました。関係機関の方も本当にいろいろとお世話になりました。 それではこれで第2部会の方終わらせていただきたいと思います。お疲れ様でした。